

維持管理計画書

維持管理項目	措置
1)埋立以外に廃棄物が飛散および流出しないように必要な措置を講ずること。	埋立を実施している範囲の産廃については防塵シート等で覆う。作業終了後には速やかに防塵シート等を設置し、常時覆われた状態を維持する。
2)最終処分場外に悪臭が飛散しないように必要な措置を講ずること。	定期的にパトロールを行い、悪臭の発散があればその処置を実施する。
3)火災発生を防止するために必要な措置を講じるとともに、消火器そのほかの消火設備を備えておくこと。	火災の発生を防止し、消火器を管理棟に常備する。
4)ねずみが生息し、及び蚊、はえその他の害虫が発生しないように薬剤の散布その他必要な措置を講ずること。	害虫の発生が少ない廃棄物であるものの、害虫が発生しないように必要に応じて薬剤散布等を行う。
5)囲いはみだりに人が立ち入るのを防止することができるようにしておくこと。	囲いは目視点検を行い、門扉は作業終了時に閉鎖し、施錠する。
6)立札その他の設備は、常に見やすい状態にしておくとともに、表示すべき事項に変更が生じた場合には、速やかにこれを防止するために必要な措置を講ずること。	入口に掲示板を設置し、その内容変更時には速やかに内容修正し、見やすい状態を維持する。
7)擁壁等を定期的に点検し、損壊するおそれがあると認められる場合には、速やかにこれを防止するために必要な措置を講ずること。	擁壁等を目視点検し、損壊するおそれが生じた場合には、速やかにこれを防止するための補修を実施する。
8)産業廃棄物を埋め立てる前に遮水工を砂その他のものにより覆うこと。	遮水工の表面を不織布、モルタル等で保護し、直接産廃が接触することによる損傷を防止する。
9)遮水工を定期的に点検し、その遮水効果が低下するおそれがあると認められる場合には、速やかにこれを回復するために必要な措置を講ずること。	遮水工を目視点検し、損傷のおそれがある場合には速やかにその補修を実施する。
10)埋立地からの浸出液による最終処分場の周縁の地下水の水質への影響の有無を判断することができる2本の井戸から採取した地下水の水質検査を次により行い、水質検査の結果が判明した日から十日以内に、その結果を知事に報告すること。	産廃処分場の上流及び下流側の観測井戸から採取した地下水の水質検査を以下により行い、その結果の判明後十日以内に県知事に報告する。
イ.最初の埋立処分を開始する前に、地下水基準項目、電気伝導率、塩化物イオン及びダイオキシン類について測定し、かつ、その結果を記録すること。 ※地下水等の汚染の指標として、電気伝導率及び塩化物イオンの濃度を用いることが適当ではない場合にあっては、電気伝導率及び電化物イオンを除く。	イ.1981(昭和56)年に運用を開始した最終処分場のため、測定実績なし。
ロ.埋立処分に当たって、地下水基準項目及びダイオキシン類について六月に一回以上(埋立地上流の井戸については、一年に一回以上)測定し、かつ、その結果を記録すること。 ※埋め立てられる産業廃棄物の種類及び保有水等集排水設備により集められた保有水等の水質に照らして地下水等の汚染が生ずる恐れがないことが明らかな項目については、測定は要しない。	ロ.上流側観測井戸は一年に一回、下流側観測井戸は六月に一回以上地下水基準項目とダイオキシン類について測定し、保存する。
ハ.埋立処分に当たっては、電気伝導率又は塩化物イオンについて一月に一回以上測定し、かつ、その結果を記録すること。	ハ.上流側観測井戸及び下流側観測井戸で電気伝導率を一月に一回以上測定し、記録する。
ニ.測定した電気伝導率又は塩化物イオンの濃度に異常が認められた場合には、速やかに、地下水基準項目及びダイオキシン類について測定し、かつ、その結果を記録すること。	ニ.上記測定で異常が認められた場合には速やかに地下水基準項目とダイオキシン類について測定し、記録する。
11)地下水等検査項目に係わる水質検査の結果、水質の悪化が認められる場合は、その原因調査その他の生活環境の保全上必要な措置を講ずること。 ※水質悪化の原因が当該最終処分場以外にあることが明らかであるものを除く	上記測定結果で水質の悪化が認められた場合にはその原因調査と生活保全上の必要な対策を実施する。
12)雨水が入らないように必要な措置を講じられ、腐敗せず、かつ保有水が生じない産業廃棄物のみ埋め立てる埋立地については、埋立地に雨水が入らないように必要な措置を講ずること。	埋立地周辺道路には側溝を設け、埋立地に雨水が入らない措置を講じる。
13)調整池を定期的に点検し、損壊する恐れがあると認められた場合には、速やかにこれを防止するために必要な措置を講ずること。	本処分場は調整池を保有していない。

維持管理計画書

維持管理項目	措置
14) 浸出液処理設備の維持管理は次により行うこと。	浸出液の処理設備の維持管理は以下により行う。
イ.放流水の水質が排水基準等に適合することになるように維持管理すること。	イ.放流水の水質を排水基準等に適合するように維持管理する。
ロ.浸出液処理設備の機能の状態を定期的に点検し、異常を認めた場合には速やかに必要な措置を講ずること。	ロ.浸出液処理設備を定期的に点検し、異常を発見した場合には、速やかにその補修を実施する。
ハ.放流水の水質検査を次により行うこと。	ハ.放流水の水質検査を次により行う。
(1)放流水の水質を、一年に一回以上測定を行い、その結果を知事に報告し、記録すること。	(1)放流水の水質を、一年に一回以上測定を行い、その結果を知事に報告し、記録する。
(2)浸出液処理設備で処理する前の水質及び浸出液処理設備で処理した後の水質の検査を、一年に一回以上行うこと。	(2)浸出液処理設備で処理する前の水質(浸出液貯留槽での水質)の検査を、一年に一回以上行う。処理後の水質は放流水と同じであるそれを代用する。
(3)浸出液処理設備で処理する前の水質及び浸出液処理設備で処理した後の水質で水素イオン濃度、生物化学的酸素要求量、浮遊物質質量及び窒素含有量について、一月に一回以上行うこと。	(3)浸出液貯留槽の水質及び放流水の水質で水素イオン濃度、生物化学的酸素要求量、浮遊物質質量及び窒素含有量について、一月に一回以上行う。
ニ.浸出液処理施設の導水配管等の有効な防凍のための措置の状況を定期的に点検し、異常を認めた場合には、速やかに必要な措置を講ずること。	ニ.浸出液処理施設の導水配管等の有効な防凍のための措置の状況を定期的に点検し、異常を認めた場合には、速やかにその補修を実施する。
15)地表水が埋立地への流入を防止することが出来る処分場周囲に敷設された開渠及びその他の設備の機能を維持するため、開渠に堆積した土砂等の速やかな 除去あるいはその他必要な措置を講ずること。	排水溝、開渠その他の設備に、土砂等が堆積した場合には速やかに除去等の対処を実施する。
16)通気設備を設けて埋立地から発生ガスを排除すること。 ※雨水が入らないよう必要な措置が講じられる埋立地については、遮水工と同等以上の効果を有する覆いにより閉鎖すること。	通気装置を設け、埋立地から発生するガスを排除する。
17)埋立処分を行った廃棄物の飛散、流出及び悪臭の発散等の防止のため、オープン型にあっては、埋立処分を行った箇所を、その日のうちに土砂又はこれに類する覆いにより開口部を閉鎖すること。	埋立を実施している範囲の産廃については防塵シート等で覆う。作業終了後には速やかに防塵シート等を設置し、常時覆われた状態を維持する。埋立地の周縁部には最終覆土を施し、雨水等による廃棄物の流出を防止する。
18)埋立処分を行った廃棄物の厚さ三メートル以下ごとに、厚さ五十センチメートル以上の土砂により開口部を閉鎖すること。	廃棄物厚さ三メートルごとに、厚さ五十センチメートル以上の土砂により開口部を閉鎖する。
19)埋立処分が終了した埋立地は、厚さが概ね50cm以上の土砂等の覆いその他これに類する覆いにより開口部を閉鎖すること。 ※雨水が入らないように必要な措置が講じられる。埋立地については、遮水工と同等以上の効力を有する覆いにより閉鎖すること。	埋立処分が終了した埋立地には、厚さが一メートル以上の土砂またはこれに類する覆いにより開口部を閉鎖する。
20)閉鎖した埋立地については、覆いの損壊を防止するために必要な措置を講ずること。	閉鎖した埋立地には覆いの損壊を防止するために種子吹付を実施する。
21)埋め立てられた産業廃棄物の種類、数量及び最終処分場の維持管理に当たって行った点検、検査その他の記録を作成し、廃止までの期間保管すること。	埋め立てられた産業廃棄物の種類及び数量、最終処分場の維持管理に当たって行った点検、検査その他の措置の記録は当該最終処分場の廃止までの間、保存する。
25)維持管理積立金を積み立てること。	維持管理積立金の積み立てを実施する。
26)残余の埋立容量について1年に1回以上測定し、かつ記録すること。	残余の埋立容量について一年に一回以上測定し、かつ、記録する。
27)廃石綿等または石綿含有産業廃棄物の埋立てについて、埋立てられた産業廃棄物の種類 当該産業廃棄物に廃石綿または石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む 及び数量、最終処分場の維持管理に当たって行った点検、検査その他の措置の記録並びに廃石綿又は石綿含有産業廃棄物を埋立てた 場合にあってはその位置を示す図面を作成し、当該 最終処分場の廃止までの間、保存すること。	廃石綿等または石綿含有産業廃棄物の埋め立てを実施しない。